

## 区域計画の認定について

令和 4 年 10 月 28 日  
内閣府特命担当大臣(地方創生)  
岡 田 直 樹

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

### 1. 東京圏 区域会議

【10月14日開催、10月14日申請、新規3事業、変更1事業】

#### (1)都市計画の決定等に係る都市計画法の特例(新規3事業、変更1事業)

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の地区における施設等の整備に際し、都市計画決定等のワンストップ処理を可能とする。

○日本橋一丁目1・2番地区:三井不動産株式会社【令和9年度着工予定】

○新宿駅西南口地区:京王電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社【令和5年度着工予定】

○品川駅西口地区:京浜急行電鉄株式会社、株式会社西武リアルティソリューションズ、高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発準備組合、独立行政法人都市再生機構【令和5年度着工予定】

○品川駅北周辺地区:東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジェイアール東日本都市開発

※既に認定を受けている品川駅北周辺地区について、実施主体に株式会社ジェイアール東日本都市開発を追加。

### 2. 福岡市・北九州市 区域会議

【10月14日開催、10月14日申請、新規1事業】

#### (1)創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

創業者が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する事業の対象に株式会社otonari(福岡市中央区)を追加する。【直ちに実施】